# 「受電前工事出来高(完成度)チェックシート」(案)及び 「協会標準 保安規程」(案)の活用のお願いについて

電設協では、自家用電気工作物の工事における安全と品質の確保をすることにより、顧客に対して良質な電気設備を提供することが出来るよう、最適な受電時期の設定や工事の保安監督の職務を担う電気主任技術者の地位の向上に向けた取組みをしています。

「自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き」の策定(平成23年12月 <u>別紙-1</u>)に続き、 平成25年度日本電設工業協会アクションプランに《高品質な電気設備を適正な価格・適正な工期 で提供するためのアクション》を位置付け、下記の取組を進めてきました。

- ①「自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き」を踏まえた「工事出来高(完成度)チェックシート」の作成
- ②保安規程の施工段階からの適用に向けた対象項目の整理と「協会標準 保安規程」(案)の作成

《参考》平成25年度 日本電設工業協会アクションプラン(抄)[H26. 改訂版]

○ 高品質な電気設備を適正な価格・適正な工期で提供するためのアクション ① 適正な受電時期の設定 ステップ2 <u>ステップ3</u> ステップ1 【ステップ1:平成25年度~26年度】 適正な受電時期設定の重要性の周知・PRの展開 ・保安規程の施工段階からの適用に向けた「協会標準保安規程」(案)の作成と試行 保安規程の適用に向けた ・「自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き」を踏まえた工事出来高(完成度) 協会標準 項目の整理 保安規程(案) チェック体制の確立 ・ 適正な受電時期設定の重要性についての周知・PR活動の展開 T事出来高(完成度) チェックシート作成 【ステップ2:平成27年度~】 ・チェックシートの活用等による、関係者相互間での受電時期までの工事出来高に完成 度)チェック体制の確立 H25~26 H27~

◆「工事出来高(完成度)チェックシート」については、上記の「自家用電気工作物の設置及び 受電時期設定の手引き」に基づき、建築工程の各段階における工事出来高を確認するための【「受 電前工事出来高(完成度)チェックシート」(別紙-2)】を作成しました。

適正な受電時期の設定に向けて、現場における建築工程のチェックと各電気設備工事の出来 高の確認のためのツールとしてご活用ください。

◇「保安規程」については、電気主任技術者が具体的に工事を計画、実施する上での必要事項を整理し、協会標準の保安規程として、【「協会標準保安規程」(案)(別紙-3)】を作成しました。新たに、工事の実施に関する、第14条第3項の「適切な完成度など保安上支障のないことの確

認」に係る規定、及び、第14条第5項第1号の「受電前工事出来高(完成度)の主任技術者による確認」に係る規定を追加するなど、電気主任技術者が保安上支障のないことを確認して受電することを明確にしました。

設置者、電気主任技術者への提案等、「協会標準保安規程」(案)の現場での積極的な活用を お願い致します。

なお、(一社)日本電気協会保安規程届出様式の対象項目との対照表を【自家用電気工作物保 安管理規程】(<u>別紙-4</u>)として作成しましたのでご確認ください。

以上

# 自家用電気工作物の設置及び受電時期設定の手引き

# ~ 目 次 ~

- 1. 手引きの目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- 2. 自家用電気工作物設置に係る諸手続と流れ・・・・・2ページ
- 3. 受電時期設定の考え方と他業種との調整について・・・5ページ

平成 23 年 12 月



一般社団法人 日本電設工業協会

#### 1. 手引きの目的

本手引きは、自家用電気工作物の設置に関する一連の作業手順を概括的にまとめて平易に記述することで、電気設備工事現場技術者の円滑かつ効率的な業務遂行を図ることを目的としている。

経済産業省・関東東北産業保安監督部資料によれば、近年、管内の自家用電気工作物設置者から報告された電気事故(感電等死傷、電気火災、主要電気工作物の破損、停電波及)の合計は、年間平均で187件となっており、さらに、立入検査の結果として、技術基準の不適合、保安規程に基づく定期点検の未実施、電気主任技術者の未選任、諸手続きの未届出など電気事業法の違反が相次いで確認されているとのことである。

また、同資料では、自家用電気工作物設置者に対し、特に、保安監督業務を電気管理技術者又は電気管理法人に委託している場合は、①定期点検などの際には委託契約書に明記された電気管理技術者又は電気管理法人の保安業務担当者が従事していることを確認すること、②自家用電気工作物の状態などについて日頃から十分な意思疎通を図ること、③電気管理技術者又は保安業務担当者から点検の結果、技術基準不適合等の報告を受けた場合には速やかに措置をとることにより、電気保安の確保に万全を期すよう求めている。

本手引きでは、自家用電気工作物設置の工事において重要なポイントとなる、次の 2 項目に焦点を絞り、現場技術者がこれらの業務に従事する際に理解しておかなくてはならない事項や、関係者に説明を求められた際に的確に対応できるための知識を整理した形で示しているので、確実な習得を図っていただきたい。

- (1) 自家用電気工作物の設置に際しては、電気事業法や消防法など関連法規に基づく種々の手続きが必要であり、届出時期や作成図書に遅延や誤りがあると工事の進捗に大きな影響を及ぼす原因となるので、十分な注意が必要である。これらの手続きは、法律上は事業主(施主)が行うこととされているが、実務上は現場技術者が届出書類や提出する図書類の作成に対応することが多く、的確な作成と遅滞なき提出が求められる。
- (2) 適切な受電時期の設定には、電気設備工事だけでなく、建築工事や空調衛生設備工事などの工程計画に従った進捗と完成が重要な条件となる。さらには、受電後竣工引き渡しまでの期間(概成工期)に実施される各設備の試験調整作業や実負荷運転確認作業などが、確実に遂行できるように配慮した時期設定が求められる。

## 2. 自家用電気工作物設置に係る諸手続と流れ

自家用電気工作物の設置に際しては、電気事業法や消防法など関連法規に基づく種々の手続きが必要であり、各々の届出時期や作成図書に遅延や誤りがあると工事の進捗に大きな影響を及ぼす原因となるので、十分な注意が必要である。

これらの手続きは、いずれも自家用電気工作物の設置者である事業主(施主)が実施することが法律上求められている。以下、電気事業法に基づくものを示す。

第2.1表 設置者が行う電気事業法上の受電に関わる手続き・審査対応

特高	高圧	手続き内容	届出時期 届出先	要点
0	0	保安規程の届出	着工前 最寄りの産業保安監督 部	1)設置者が定め、届け出たルールで、主任技術者 が監督の業務を行う。 2)立入検査等で主任技術者の業務の実態が認め られない場合は設置者が行政指導を受ける。
0	0	主任技術者の選任 届出	着工前 最寄りの産業保安監督 部	1)設置者が選任し、届け出る。 ・選任届出(電験有資格者を1事業場) ・選任許可(電験無資格者を1事業場) ・兼任承認(電験有資格者を複数事業場) ・外部委託承認(委託して選任しない事業場)
0	_	工事計画書の届出	着工30日前 最寄りの産業保安監督 部	1)設置者が作成し、届け出る。 2)工事計画書に添付する工事工程表は事業計画 の受電時期との充分な調整が必要となる。
0	_	使用前安全管理審査申請書	工事計画の全ての工事 が完了した時 最寄りの産業保安監督 部	1)申請者は、工事計画届出に記載された設置者である。 2)安全管理審査は、受電前の使用前自主検査が国の安全管理審査要領に適合して行われたかを判断するものである。
0	_	使用前安全管理審查	概ね受電後 1ヶ月を目途 に実施される	1) 受審者は、工事計画届出に記載された設置者である。 2)安全管理審査は、通常の検査と異なり再審査はなく、審査結果が不適合となると覆ることはないため建物の検査記録に不適合記録が残る。

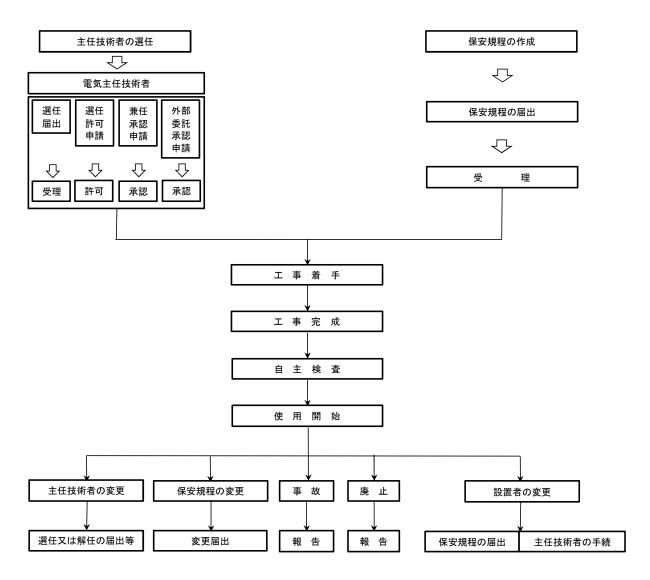
記号凡例 ○:必要、 -:不要

第2.1表に示すように、特別高圧、普通高圧の別なく保安規程の届出及び主任技術者の選任が必要であり、なおかつ、保安規程に定めた保安管理体制とこれに基づく主任技術者の適切な業務の確実な遂行が求められ、立入検査等でその実態が認められない場合、事業主(施主)が行政上の処分を受けることになる。また、安全管理審査において検査結果が「不適合」となると、事業主の保有する建物の不動産価値を低下させてしまう恐れがある。

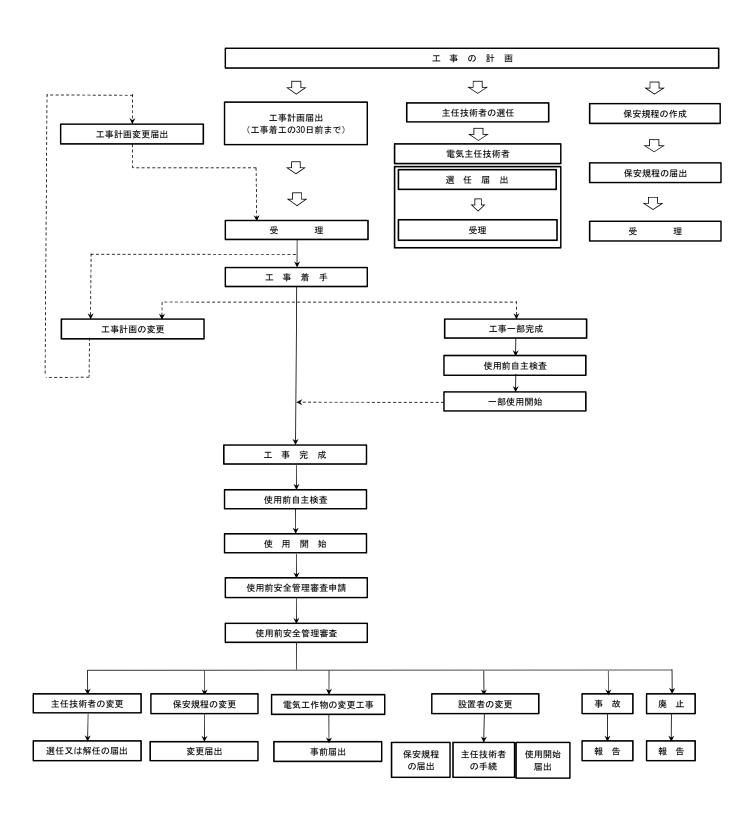
従って、手続きを遅滞なく実行するだけでなく、届出内容の確実な運用、実施がなけれ

ばならないことを、肝に銘じておく必要がある。

第2.1 図および第2.2 図に需要設備を新設する場合の手続き図を示す。



第2.1図 受電電圧1万V未満の需要設備を新設する場合の手続き図



第2.2図 受電電圧1万V以上の需要設備を新設する場合の手続き図

## 3. 受電時期設定の考え方と他業種との調整について

適切な受電時期を確保するには他業種との調整が必要不可欠であり、工事契約時、工事 着手時、工事期間中、受電予定の1ヶ月前、受電日前後の各段階で、各関係者と適宜確認・ 調整することが重要である。

# 3.1 工事契約時の確認事項

- ①竣工・引渡し時期より逆算した最終試験調整期間及び受電時期を明確にした基本工程表を作成し、設計事務所の事前確認を経た後、工事計画書に添付し施主に提出する。
- ②建築工程が諸条件により遅れた場合の工程調整及び対応方法についての内容を、覚書等に記載して関係者間で取り決める。

また、設計変更発生時の処置や対応についても同様に明確化を図る。

- ③施主に、工事着手 30 日前までに自社社員又は外部委託会社との直接契約にて、電気主 任技術者の選任を実施していただくことを要請する。
- ④施主に、選任した電気主任技術者に対して、施主定例会議・工程会議への出席、電気 保安面からの指導・助言における法律上の権限を与えていただくことを要請する。

# 3.2 工事着手時の確認事項

施主、設計事務所、各設備工事業者が出席する総合定例会議等で受電時期の他、次の事項を明確にし、関係者全員の認識の共通化を図る。

- ①建築工事等の各設備工事の全体工程と電気設備工事全体工程における確認事項
  - ○受変電機器、中央監視機器の搬入開始時期
  - ○使用前自主検査及び安全管理審査の時期
  - ○受電予定日と設備機器への送電開始時期
  - ○建物としての重要機器、システムの試験調整日数
  - ○総合停復電試験時期
  - ○電気引き込み(外構)と各インフラ工事開始時期
  - ○その他 (防災関連機器の搬入開始時期)
- ②建築関連工期の工程上の取決め時に確認しておくこと。
  - ○鉄骨建方終了と躯体工事終了時期
  - ○地下階からの仕上げ工事開始時期
  - ○各電気室、EPS、防災センター(中央監視室含む)の仕上げ工事終了時期
- ③電気主任技術者の選任結果の確認

#### 3.3 工事期間中の確認事項

- ①工事着手時に決まった建築全体工程について、建築工事工程の進捗状況と電気工事の 毎月の出来高(完成度)を照合確認する。
- ②仕上げ工程が遅れた場合には、建築工事の担当者へ次に示す工程変更等の調整を申し 入れる。

- ア. 各電気室のあるフロアの仕上げ工事が遅れた場合、各電気室の床シンダーコンク リート打ちなどの内部仕上げ工事を優先して仕上げること。
- イ.各フロアの仕上げ工事が遅れてきている場合、電灯・動力幹線が通るEPS等の 仕上げ工事を優先して仕上げること。
- ウ. 引込みルートに係る外構工事が遅れた場合、衛生工事区分も含め優先して仕上げること。
- ③各電気室の空調換気、給排水等の付帯設備に不備のないこと。
  - ○換気量
  - ○室温管理
  - ○電気室等に関わりのない配管、ダクト等の通過や敷設のないこと。
- ④受電予定日の最終確定を、各関連工事の進捗状況やその他の付随条件等に基づいて 電気主任技術者とともに進め、その結果の承認を施主及び設計事務所に要請する。

#### 3.4 受電予定の1ヶ月前の確認事項

- ①受電予定日の1ヶ月前に、工事着手時に官公庁に提出した「工事計画届出書」を現場の状況と照らし合わせてチェックする。
- ②受電までの工事出来高(完成度)の目安を基準に、工事計画書の通りに施工されているかチェックする。
- ③各電気室及び電気専用のEPSに電気設備に関わりのない機器、配管・配水管等が 無いことを確認する。
- ④各電気室内の止水処理を確認する。
- ⑤各電気室、高圧(特別高圧)ケーブル敷設部の防火・防煙区画貫通処理を確認する。
- ⑥各電気室内の未成工事が無いことを確認、検査する。

#### 3.5 受電までの工事出来高(完成度)の目安

- ①電力引き込み設備(電力引き込みシャフトは自主検査時から施錠する。) 100%
- ②各電気室(電気室は自主検査時から施錠する。) 100%
- ③防災センター (中央監視室含む) (変電室と同様自主検査時から施錠する。) 100%
- ④幹線設備
  - · 高圧幹線設備 100%
  - ・低圧幹線設備 一次幹線 (電気室配電盤からEPSあるいは機械室等の分岐盤、 分電盤、動力盤接続まで) 100%
    - 二次幹線 (EPS等分岐盤に接続されるテナント幹線等) 80%
- ⑤動力設備(動力制御盤を含む、制御盤接続からのモーター接続まで)**80%**程度 (盤内ケーブル接続、成端までは **100%**)
- ⑥電灯コンセント設備(電灯分電盤の面数、配線器具類の個数から)50~70%程度 (盤内ケーブル接続、成端までは 100%)
- ⑦照明器具設備 (照明器具の全台数より) 50~70%

- ⑧電力会社給電所との通信設備 100%
- ⑨その他関連設備 (自家用発電機設備、UPS設備、蓄電池設備、太陽光発電設備 など)受変電機器との接続は完了していること。
- (注)届出た電気工作物に未完成部分が生じた場合は、全ての設備が完成した時に再度総合的な使用前自主検査の評価を行うこと。

# 3.6 受電日前後の確認事項

- ①受電日までには、各設備への「送電計画書」を作成する。
- ②電気室の入り口の扉が施錠できることを確認する。(立入禁止標示を含む。)
- ③受電日までには、消火器を設置する。
- ④受電までに、盤内清掃、増し締めマーキングの実施を確認する。
- ⑤工事用仮設電源を引き出すため、本設分電盤に仮設電源ケーブル引き出し用のMC CBを設置(又は引き出し用の端子台を設置)する。
- ⑥EPSに本設分電盤がある場合は、EPS入り口の扉が施錠できるように、仮設ケーブル引き出し用スリーブを取り付けておく。
- ⑦揚重用リフト等、工事用仮設電源が必要な設備についても同様に考慮する。
- ⑧本設エレベータの仮設使用は、使用前自主検査要領に基づき検査し、記録を保管する。

以上



# 一般社団法人 日本電設工業協会

〒107-8381 東京都港区元赤坂1丁目7番8号

E-mail: webmaster@jeca.or.jp □代表・総務課 TEL 03-5413-2161 □経 理 TEL 03-5413-2162 □調査・技術課 TEL 03-5413-2163 □ JECA FAIR(電設工業展) TEL 03-5413-2163 E-mail: info@jecafair.jp □ 電設資材電子カタログ TEL 03-5413-2163 E-mail: jecamec@jeca.or.jp □ 電設人材バンク TEL 03-5413-2163 E-mail: jinzaibank@jeca.or.jp □『電設技術』担当 TEL 03-5413-2164 E-mail: syuppan@jeca.or.jp □ 登録基幹技能者 TEL 03-5413-2165 E-mail: denkokikan@jeca.or.jp ホームページ URL: http://www.jeca.or.jp FAX 03-5413-2166

受電前工	事出来	<b>来高</b>	(完成)	度)ラ	チエツ	クシー	} ( =	案)	別紙-2
工事名称			施主責任者	電気 主任技術	者				<u> </u>
			н	Н	н	Н			н
対象設備	確認 年月日		確認項目		目標 [%]	出来 (完成数 <i>)</i> [%	/全数)	該	備考 当にチェック☑
<ul><li>①電力引込設備</li><li>□ 引込口</li><li>□ 引込経路</li><li>□ 責任分界点</li></ul>		□接□	線の敷設及び 地線の接続 険表示 S等の施錠	接続	100				必要箇所の 未落標識 必要箇所の 施錠管理
②各電気室  □M/S □S/S1 □S/S2 □S/S3 □S/S4 □S/S5 □S/S6 □S/S7 □S/S8		□電流□ 危险	備の設置 線及び接地線( 険表示 気室の施錠	の接続	100				必要箇所の 未落標識 必要箇所の 施錠管理
<ul><li>③防災センター</li><li>□ 防災センター</li><li>□ 中央監視設備</li></ul>		口中	災センターの 央監視設備の 種配線の接続	設置	電力監視 100 他80以上				必要箇所の 未落標識 必要箇所の 施錠管理
<ul><li>④高圧幹線設備</li><li>□ 電気室配電盤</li><li>□ EPS等</li><li>□ 機械室等の分電盤、</li><li>動力盤の接続</li></ul>		□接□	線の敷設及び地線の接続 地線の接続 険表示 S等の施錠	接続	100				必要箇所の 未落標識 必要箇所の 施錠管理
<ul><li>⑤低圧幹線設備</li><li>□ 電気室配電盤</li><li>□ EPS等</li><li>□ 機械室等の分電盤、</li><li>動力盤の接続</li></ul>		□接□	線の敷設及び 地線の接続 険表示 S等の施錠	接続	100				必要箇所の 未落標識 必要箇所の 施錠管理
⑥低圧分岐線設備 □ EPS等分岐盤 □ オフィス等の分岐線 □ 居室分電盤の接続		□接□	線の敷設及び 地線の接続 険表示 S等の施錠	接続	80 以上				必要箇所の 未落標識 必要箇所の 施錠管理
<ul><li>⑦動力設備</li><li>□ 動力制御盤</li><li>□ 制御盤接続から動力 設備の接続端子</li><li>□ 動力設備</li></ul>		施超 電流 電流 動力	線及び接地線 力設備の設置	の接続	高圧100 低圧80 以上				必要箇所の 未落標識 必要箇所の 施錠管理
<ul><li>⑧電灯コンセント設備</li><li>□ 居室分電盤</li><li>□ 配線</li><li>□ 電灯・コンセント</li></ul>		施超 配利 電視 電視 電視	線及び接地線 灯・コンセン	の接続 トの接	60 以上				必要箇所の 未落標識 必要箇所の 施錠管理
<ul><li>⑨照明器具等の一般設備</li><li>□ 照明器具</li><li>□ その他の器具</li></ul>		続	の他の器具と		60 以上				必要箇所の 未落標識 必要箇所の 施錠管理
<ul><li>⑩電力保安通信設備</li><li>□ 保安電話等</li><li>(特別高圧のみ)</li></ul>		□ 保第	安電話の通話		100			所	江力会社給電 「等との通話 「できること
<ul><li>⑪その他(関連設備)</li><li>□ 発電設備</li><li>□ 蓄電設備</li><li>□ UPS設備、等</li></ul>			種盤の設置及 線及び接地線 気室、盤の施 識	の接続	電力100、 他60以上				必要箇所の 未落標識 必要箇所の 施錠管理

<sup>(</sup>注1) 本設受電後における電気事業法第106条に基づく、電気事故報告規則の電気事故報告は、設置者がその義務を負う。

<sup>(</sup>注2) 未完成部分がある場合は、全ての設備が完成した時に再度、総合的な使用前自主検査を実施し合格をもって、全ての設備を使用することができる。

<sup>(</sup>注3) 目標は使用前自主検査に臨むべき最低の出来高(完成度)目安の基準とする。

# 受電前工事出来高(完成度)チェックシート(案)

[工事名称]

# <u>例1 日本電設工業協会新設工事</u> (電気室が1箇所の場合)

施主責任者	電気 主任技術者	設計監理	元請	担当
00	00	00	00	00
H25. 11. 25				

(電気室が1箇月	リツ笏ロノ	H25. 11. 25 H25. 11. 25	H25. 11. 2	25 H25. 11. 25	H25. 11. 25
対象設備	確認 年月日	確認項目	目標 [%]	出来高 (完成数/全数) [%]	備考 該当にチェック☑
<ul><li>①電力引込設備</li><li>☑ 引込口</li><li>☑ 引込経路</li><li>☑ 責任分界点</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>✓ 電線の敷設及び接続</li><li>✓ 接地線の接続</li><li>✓ 危険表示</li><li>✓ EPS等の施錠</li></ul>	100	100	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
②各電気室  ☑M/S □S/S1 □S/S2 □S/S3 □S/S4 □S/S5 □S/S6 □S/S7 □S/S8	H25. 11. 25	<ul><li>☑ 設備の設置</li><li>☑ 電線及び接地線の接続</li><li>☑ 危険表示</li><li>☑ 電気室の施錠</li></ul>	100	100	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
③防災センター □ 防災センター □ 特災センター □ 中央監視設備		□ 防災センターの施錠 □ 中央監視設備の設置 □ 各種配線の接続	電力監視 100 他80以上		□ 必要箇所の 未落標識 □ 必要箇所の 施錠管理
<ul><li>④高圧幹線設備</li><li>□ 電気室配電盤</li><li>□ EPS等</li><li>□ 機械室等の分電盤、</li><li>動力盤の接続</li></ul>		<ul><li>□ 電線の敷設及び接続</li><li>□ 接地線の接続</li><li>□ 危険表示</li><li>□ EPS等の施錠</li></ul>	100		□ 必要箇所の 未落標識 □ 必要箇所の 施錠管理
<ul><li>⑤低圧幹線設備</li><li>☑ 電気室配電盤</li><li>☑ EPS等</li><li>☑ 機械室等の分電盤、動力盤の接続</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>☑ 電線の敷設及び接続</li><li>☑ 接地線の接続</li><li>☑ 危険表示</li><li>☑ EPS等の施錠</li></ul>	100	10 100	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
⑥低圧分岐線設備 □ EPS等分岐盤 □ オフィス等の分岐線 □ 居室分電盤の接続		<ul><li>□ 電線の敷設及び接続</li><li>□ 接地線の接続</li><li>□ 危険表示</li><li>□ EPS等の施錠</li></ul>	80 以上		□ 必要箇所の 未落標識 □ 必要箇所の 施錠管理
<ul><li>⑦動力設備</li><li>☑ 動力制御盤</li><li>☑ 制御盤接続から動力設備の接続端子</li><li>☑ 動力設備</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>✓ 動力制御盤の設置及び施錠</li><li>✓ 電線及び接地線の接続</li><li>✓ 動力設備の設置</li></ul>	高圧100 低圧80 以上	3面 100	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
<ul><li>⑧電灯コンセント設備</li><li>☑ 居室分電盤</li><li>☑ 配線</li><li>☑ 電灯・コンセント</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>✓ 居室分電盤の設置及び施錠</li><li>✓ 配線及び接地線の接続</li><li>✓ 電灯・コンセントの接続</li></ul>	60 以上	10面 100	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
<ul><li>⑨照明器具等の一般設備</li><li>☑ 照明器具</li><li>☑ その他の器具</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>✓ 照明器具との配線の接続</li><li>✓ その他の器具と配線の接続</li></ul>	60 以上	120台 80	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
⑩電力保安通信設備 □ 保安電話等 (特別高圧のみ)		□ 保安電話の通話	100		□電力会社給電 所等との通話 ができること
<ul><li>⑪その他(関連設備)</li><li>□ 発電設備</li><li>□ 蓄電設備</li><li>□ UPS設備、等</li></ul>		□ 各種盤の設置及び施錠 □ 配線及び接地線の接続 □ 電気室、盤の施錠・危険 標識	電力100、 他 <b>60以上</b>		□ 必要箇所の 未落標識 □ 必要箇所の 施錠管理

- (注1) 本設受電後における電気事業法第106条に基づく、電気事故報告規則の電気事故報告は、設置者がその義務を負う。
- (注 2) 未完成部分がある場合は、全ての設備が完成した時に再度、総合的な使用前自主検査を実施し合格をもって、全ての設備を使用することができる。
- (注3) 目標は使用前自主検査に臨むべき最低の出来高(完成度)目安の基準とする。

# 受電前工事出来高 (完成度) チェックシート (案)

[工事名称]

# 例2 日本電設工業協会新設工事 (電気室が複数箇所の場合)

 
 施主責任者
 電気 主任技術者
 設計監理
 元請
 担当

 〇〇
 〇〇
 〇〇
 〇〇

 H25. 11. 25
 H25. 11. 25
 H25. 11. 25
 H25. 11. 25

(電気至か複数固所の		) H25. 11. 25 H25. 11. 2	5 HZ5.11.2	25 H25, 11, 25	П25. 11. 25
対象設備	確認 年月日	確認項目	目標 [%]	出来高 (完成数/全数) [%]	備考 該当にチェック☑
<ul><li>①電力引込設備</li><li>☑ 引込口</li><li>☑ 引込経路</li><li>☑ 責任分界点</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>☑ 電線の敷設及び接続</li><li>☑ 接地線の接続</li><li>☑ 危険表示</li><li>☑ EPS等の施錠</li></ul>	100	100	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
②各電気室  M/S	H25. 11. 25	<ul><li>☑ 設備の設置</li><li>☑ 電線及び接地線の接続</li><li>☑ 危険表示</li><li>☑ 電気室の施錠</li></ul>	100	100	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
<ul><li>③防災センター</li><li>✓ 防災センター</li><li>✓ 中央監視設備</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>☑ 防災センターの施錠</li><li>☑ 中央監視設備の設置</li><li>☑ 各種配線の接続</li></ul>	電力監視 100 他80以上	電力監視100 その他 90	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
④高圧幹線設備 ☑ 電気室配電盤 ☑ EPS等 ☑ 機械室等の分電盤、 動力盤の接続	H25. 11. 25	<ul><li>☑ 電線の敷設及び接続</li><li>☑ 接地線の接続</li><li>☑ 危険表示</li><li>☑ EPS等の施錠</li></ul>	100	10 100	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
⑤低圧幹線設備 ☑ 電気室配電盤 ☑ EPS等 ☑ 機械室等の分電盤、 動力盤の接続	H25. 11. 25	<ul><li>☑ 電線の敷設及び接続</li><li>☑ 接地線の接続</li><li>☑ 危険表示</li><li>☑ EPS等の施錠</li></ul>	100	250 100	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
<ul><li>⑥低圧分岐線設備</li><li>☑ EPS等分岐盤</li><li>☑ オフィス等の分岐線</li><li>☑ 居室分電盤の接続</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>☑ 電線の敷設及び接続</li><li>☑ 接地線の接続</li><li>☑ 危険表示</li><li>☑ EPS等の施錠</li></ul>	80 以上	550 92	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
<ul><li>⑦動力設備</li><li>☑ 動力制御盤</li><li>☑ 制御盤接続から動力設備の接続端子</li><li>☑ 動力設備</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>✓ 動力制御盤の設置及び 施錠</li><li>✓ 電線及び接地線の接続</li><li>✓ 動力設備の設置</li></ul>	高圧100 低圧80 以上	3/3 150 (低圧83	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
<ul><li>⑧電灯コンセント設備</li><li>☑ 居室分電盤</li><li>☑ 配線</li><li>☑ 電灯・コンセント</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>✓ 居室分電盤の設置及び 施錠</li><li>✓ 配線及び接地線の接続</li><li>✓ 電灯・コンセントの接 続</li></ul>	60 以上	1000 77	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
<ul><li>⑨照明器具等の一般設備</li><li>☑ 照明器具</li><li>☑ その他の器具</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>✓ 照明器具との配線の接続</li><li>✓ その他の器具と配線の接続</li></ul>	60 以上	990 72	<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>
⑩電力保安通信設備 ☑ 保安電話等 (特別高圧のみ)	H25. 11. 25	☑ 保安電話の通話	100	100	✓電力会社給電 所等との通話 ができること
<ul><li>⑪その他(関連設備)</li><li>☑ 発電設備</li><li>☑ 蓄電設備</li><li>☑ UPS設備、等</li></ul>	H25. 11. 25	<ul><li>✓ 各種盤の設置及び施錠</li><li>✓ 配線及び接地線の接続</li><li>✓ 電気室、盤の施錠・危険標識</li></ul>	電力100、電力100 他60以上 その他70		<ul><li>✓ 必要箇所の 未落標識</li><li>✓ 必要箇所の 施錠管理</li></ul>

<sup>(</sup>注1) 本設受電後における電気事業法第106条に基づく、電気事故報告規則の電気事故報告は、設置者がその義務を負う。

<sup>(</sup>注 2) 未完成部分がある場合は、全ての設備が完成した時に再度、総合的な使用前自主検査を実施し合格をもって、全ての設備を使用することができる。

<sup>(</sup>注3) 目標は使用前自主検査に臨むべき最低の出来高(完成度)目安の基準とする。

# 保安規程(案)

# 制定:平成 年 月 日

設	置	者	名					事業	場名				
設	置	場	所					T ]	E L				
業			種				I			<u> </u>			
示点	= + 1	r ++ 4	F: ±	氏名			資格	第	種	許可	(	)	
电多	気 主信	上 坟 1	竹伯	常時勤務	务場所					専	任	総括	
受電	電電圧	Ē • ī	電力			k V				k W			
非常	常用予例	<b>備発電</b>	装置			V				k W			
受'	電用	遮跳	斤 器	種類	電圧	k	V	電流	P	<u></u> 遮断電	<b>電流</b>	k A	1
備			考										



# 保 安 規 程

# 目 次

# 第1章 総 則

第1条	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2条	法令及び規程の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3条	細則の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4条	規程等の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第2章 保安業務の運営管理体制	
第5条	保安業務の監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第6条		1
第7条	設置者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第8条	従業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第9条	主任技術者不在時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 10 条	主任技術者の解任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	第3章 保 安 教 育	
第 11 条	保安教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 12 条	保安に関する訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ :	3
	第4章 工事の計画及び実施	
第 13 条		3
第 14 条	工事の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	第5章 使用前自主検査	
fata ba		
第 15 条		Ē
	After a rate / III	
	第6章 保 守	
烘 10 々	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ı
	<ul><li>巡視,点検,測定・・・・・・・・・・・・・・4</li></ul>	
第 17 条	: " 4	Ē.

第 18 条	事故の再発防止					· • • •	• • • •	4
		第7章	運転又に	は操作				
第 19 条	運転又は操作等							4
		第8章	災害対策					
	防災体制・・・							
第 21 条	<i>II</i> • • •	• • • •	• • • •		• • • •	• • • •	• • • •	5
		第9章	記	録				
第 22 条								6
		第 10 章	責任の	分界				
	責任の分界点・							
第 24 条	需要設備の構内	] • • • •	• • • •	• • • •		• • • •	• • • •	6
		第 11 章	雑	則				
	危険の表示・・							6
	測定器具類の整							6
	設計図書類の整							6
第 28 条	手続書類等の整	〔備・・・	• • • •		• • • •	• • • •	• • • •	6
第1図	組織図・・・	• • • •						7
第1表	巡視,点検,測定	定及び手え	人基準・					8
第2図	需要設備の構内	図・・・						13
第2表	日常巡視点検手							14
	受電設備測定認							15
	受電設備測定							16
<参考>	受電前工事出	来高(完成	成度)チェ	ェックシ	- F · ·	• • • •	• • • •	17

#### 第1章 総 則

#### 【目的】

第1条 ○○会社○○工場(以下「当事業場」という。) における電気工作物の工事,維持及び運用の保安を確保するため,電気事業法(昭和39年法律第170号。) 第42条第1項の規定に基づき,この規程を定める。

### 【法令及び規程の遵守】

第2条 当事業場の設置者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

#### 【細則の制定】

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

#### 【規程等の改正】

第 4 条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正に当たっては,主任技術者の参画のもとに立案し,これを決定するものとする。

#### 第2章 保安業務の運営管理体制

#### 【保安業務の監督】

第5条 電気工作物の工事,維持及び運用に関する保安業務の執行は○○が総括管理し,主任技術者は第1図のとおりに配置してその監督にあたらせるものとする。

第6条 主任技術者の保安監督の職務は次の事項について行うものとする。

- (イ) 電気工作物に係る保安教育に関すること
- (ロ) 電気工作物の工事に関すること
- (ハ) 電気工作物の運転操作に関すること
- (二) 電気工作物の災害対策に関すること
- (ホ) 保安業務の記録に関すること
- (へ) 保安用器材及び書類の整備に関すること
- 2 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

#### 電気主任技術者兼任の場合

#### 【主任技術者の執務等】

第6条の2 主任技術者の執務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 出勤する回数は、電気工作物の設置、改造等の工事の場合は週に1回以上、その他の場合は 一月に2回以上とする。
- 二 出勤する時間は、1回につき4時間以上とする。
- 2 主任技術者の常時勤務する場所及び連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくものとする。

# 【設置者の義務】

- 第7条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは,主任技術者の意見を求めるものとする。
- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、 主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査・審査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

#### 【従業者の義務】

第8条 電気工作物の工事,維持又は運用に従事する者は主任技術者がその保安のためにする指示 に従わなければならない。

#### 【主任技術者不在時の措置】

- 第9条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に,その業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。
- 2 代務者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

#### 【主任技術者の解任】

- 第10条 主任技術者が次の各号の一に該当するときは、解任することができるものとする。
  - 一 主任技術者が病気による欠勤等の理由により、その職務を行うのに不適当と認められたとき
  - 二 主任技術者が法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と 認められたとき

## 第3章 保安教育

#### 【保安教育】

第 11 条 電気工作物の工事,維持又は運用に従事する者に対し,事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

#### 【保安に関する訓練】

第 12 条 電気工作物の工事,維持又は運用に従事する者に対し,災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

# 第4章 工事の計画及び実施

# 【工事計画】

- 第 13 条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。
- 2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事(以下「保修工事」という。)の年度計画を立案し、総括管理者〇〇の承認を求めなければならない。
- 3 前項の計画は、当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見を聴して行わなければならない。

#### 【工事の実施】

- 第 14 条 電気工作物の工事計画の実施にあたっては、当事業場の業務活動等との調整を図り、総括管理者〇〇の承認を経てこれを実施するものとする。
- 2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の 監督のもとにこれを施工するものとする。
- 3 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者において検査を行い、適切な完成度など保安上支障ないことを確認して受電するものとする。
- 4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するため別に定める細則によって行わなければならない。
- 5 細則は、次の各号について定めるものとする。

(工事における作業安全の確保)

- 一 受電前工事出来高(完成度)の主任技術者による確認
- 二 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認
- 三 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
- 四 停電中の遮断器及び開閉器の誤操作の防止措置
- 五 作業責任者の指名とその責任
- 六 作業終了時の点検及び測定

#### 第5章 法定事業者検査

#### 【法定事業者検査に係る実施体制】

第15条 使用前自主検査、溶接事業者検査及び定期事業者検査(以下、「法定事業者検査」という) は、主任技術者の監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。

2 法定事業者検査は、主任技術者の保安監督のもとに実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を法令に基づき保存しなければならない。

#### 第6章 保 守

#### 【巡視, 点検, 測定】

第 16 条 電気工作物の保安のための巡視,点検及び測定は第 2 表に定める基準に従い,主任技術者において総括管理者○○の承認を経て計画的に実施しなければならない。

第17条 巡視,点検又は測定の結果,法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには,当該電気工作物を修理し,改造し,移設し,又はその使用を一時停止し,若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

#### 【事故の再発防止】

第18条 電気工作物に関する事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

#### 第7章 運転又は操作

## 【運転又は操作等】

第 19 条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法について定めておかなければならない。

- 2 前項の操作の順序及び方法については、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい 場所に掲示しておかなければならない。
- 3 主任技術者若しくは代務者又は従業者は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。
- 4 前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 5 受電用遮断器の操作に当たっては電気事業者と必要に応じて連絡するものとする。

発電所を有する場合(内燃力発電所の例)

- 6 電気工作物の運転又は操作の基準は別に定める細則によるものとする。
- 7 前項の細則は、次の各号について定めるものとする。
  - 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序 及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
  - 二 電気工作物の軽微な事故を修理し又は使用停止し、若しくは使用制限する等の応急措置並び に報告又は連絡要領
  - 三 電気事業者への連絡事項
  - 四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の掲示
- 8 遮断器, 断路器の開閉その他必要な事項については, 別に電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

#### 【発電所長期間の運転停止】

第 19 条の 2 内燃力発電所を相当期間停止する場合は、次の各号により設備の保全を図るものとする。

- 一 内燃機関その他主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防塵、防錆、防湿対策を行う。
- 二 燃料タンク,燃料配管等からの漏油の有無の点検を確実に行い,災害発生を未然に防止する。
- 2 休止により相当期間運転停止する場合は、前項のほか、休止設備と運転設備との区分を明確に し、その連絡部分は分離するものとする。

#### 【運転の開始】

第 19 条の 3 内燃力発電所を相当期間停止の後,運転を開始する場合は,所定の点検を行うほか,必要に応じ試運転等を行って保安の確保に万全を期すものとする。

#### 第8章 災害 対策

#### 【防災体制】

第 20 条 非常災害時その他の災害にそなえて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置を とることができるような体制を整備しておくものとする。

第21条 非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は主任技術者が行うものとする。

2 主任技術者は災害等の発生に伴い危険と認められる場合は、直ちに送電を停止することができるものとする。

#### 第9章 記 録

第22条 電気工作物の工事,維持及び運用に関する記録は第3表~第6表の定めるところにより 記録し、これを3年間保存しなければならない。

2 主要電気機器の保修記録は第7表に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存しなければならない。

## 第10章 責任の分界

## 【責任の分界点】

第23条 電気事業者との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

#### 【需要設備の構内】

第24条 当事業場の需要設備の構内は第2図に示すとおりとする。

#### 第11章 雑 則

# 【危険の表示】

第25条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

#### 【測定器具類の整備】

第26条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備し、これを適正 に保管しなければならない。

#### 【設計図書類の整備】

第27条 主任技術者は、電気工作物の新増設、改造等が行われた場合における設計図、仕様書、 取扱い説明書等については必要な期間整備保存しなければならない。

# 【手続書類等の整備】

第28条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

#### 附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。



第1図 組織図

# 第1表 巡視, 点検, 測定及び手入基準

	項  日常巡視点検手入			<b></b>			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			5点検手入		測	定
目		No.	周期	点検個所、ねらい	No.	周期	点検個所,ねらい	No.	周期	点検個所、ねらい	No.	周期	測定項目
	電線及び	1	1 ケ月	電線の高さ及び	1	1年	電柱、腕木、がい	1	3年	必要により特定対	1	1年	絶縁抵抗測定
	支持物			他の工作物樹木			し、支線、支柱、		~	象を定めて行う(			
				との離隔距離			保護網などの損		5年	点検個所、部位は			
		2	1 ケ月	標識保護さくの状			傷、腐食			定期巡視点検より			
				況	2	1年	電線取付状態、			抜粋)			
受							弛度						
					3	1年	その他必要事項						
	ケーブル	1	1 ケ月	ヘッド、接続箱、	1	1年	ケーブル腐食、き	1	5年	必要により特定対	1	1年	絶縁抵抗測定
				分岐箱など接続			れつ、損傷			象を定めて行う(	2	1年	接地抵抗測定
変				部の加熱、損傷、	2	1年	その他必要事項			点検個所、部位は			
				腐食及びコンパウ						定期巡視点検より			
				ンド油漏れ						抜粋)			
		2	1 ケ月	布設部の無断掘削					3 年~	地盤沈下の影響			
電		3	1 ケ月	標識、他物との離					5年				
				隔距離									
	断路器	1	1 ケ月	受けと刃の接触、	1	1年	停止して受けと				1	1年	絶縁抵抗測定
				過熱、変色、ゆるみ			刃の接触、過熱						
設		2	1 ケ月	汚損、異物付着			ゆるみ、荒れ具合						
		3	1 ケ月	その他必要事項	2	1年	汚損、きれつ						
					3	1年	フレ止装置の機						
							能						
備					4	1年	その他必要事項						
	遮断器	1	1 ケ月	外観点検、汚損、	1	1年	停止して外部の	1	2 年又	停止して内部につ	1	1年	絶縁抵抗測定
	開閉器類			油漏れ、きれつ			損傷、腐食、過熱		は一定	いて接触子の荒れ	2	1年	接地抵抗測定
				過熱、発錆、損傷			油量、発錆、変形		の遮断	具合、ゆるみ、変形	3	3年	絶縁油試験
		2	1 ケ月	指示、点灯			ゆるみ		回数に	焼損、損傷	4	不定期	必要により動作
		3	1 ケ月	その他必要事項	2	1年	操作具合、機構		よる				特性
					3	1年	付属装置の状態	2	"	操作機構及び付属			
					4	1年	油の汚れ、必要			装置の各部点検			
							によりその特性	3	"	遮断速度測定(開			
							調査			極投入時間最小動			
					5	1年	接地線接続部			作電圧及び電流の			
					6	1年	その他必要事項			測定を含む)			
								4	"	その他必要事項			

	項		日常巡	視点検手入	Ĵ	定期巡	視点検手入		精密	否点検手入		測	定
目		No.	周期	点検個所、ねらい	No.	周期	点検個所,ねらい	No.	周期	点検個所、ねらい	No.	周期	測定項目
	母線	1	1 ケ月	必要により特定部	1	1年	母線の高さ、た	1	3年	必要により特定対	1	1年	絶縁抵抗測定
				位のものについて			るみ、他物との離			象を定めて行う(			
				行う(点検個所			隔距離、腐食、損			点検個所、部位は			
				ねらいは定期巡視			傷、過熱			定期巡視点検より			
				点検より抜粋)	2	1年	接続部分、クラン			抜粋)			
受							プ類の腐食、損傷						
							過熱、ゆるみ						
					3	1年	がいし類、支持物						
							の腐食、損傷、変						
変							形、ゆるみ						
					4	1年	その他必要事項						
	受電用	1	1 ケ月	本体の外部点検	1	1年	停止して各部の	1	5年	停止して内部につ	1	1年	絶縁抵抗測定
	変圧器			漏油、損傷、汚損			損傷、腐食、接触		~	いて点検(コイル、	2	1年	接地抵抗測定
電				変形、ゆるみ、発錆			発錆、ゆるみ、変		10年	接続部、リード線	3	3年	必要により絶縁
				腐食、震動、音響、			形、きれつ、汚損			鉄心、その他各部)			油試験
				油量、温度			油量	2	5年	付属装置及び機器			
		2	1 ケ月	付属装置の点検	2	1年	付属装置各部の			の内部点検			
設				動作状態、取付状			点検(機能及び	3	5年	その他必要事項			
				態			状態)						
		3	1 ケ月	その他必要事項	3	1年	油の汚れ、必要						
							により特性調査						
備					4	1年	接地線接続部						
					5	1年	その他必要事項						
	計器用	1	1 ケ月	各部の損傷、腐食、	1	1年	停止して各部の	1	3年	油入式について	1	1年	絶縁抵抗測定
	変成器			発錆、変形、汚損			損傷、腐食、接触			停止して内部の点	2	1年	接地抵抗測定
				油洩れ、油量、温度			発錆、ゆるみ、変			検			
				音響、フューズの			形、きれつ、汚損	2	2年	必要により油の汚			
				異常			油洩れ、フュー			れ及び特性調査			
		2	1 ケ月	その他必要事項			ズの異常	3	3年	その他必要事項			
					2	1年	接地線接続部						
					2	1年	その他必要事項						
	避雷器	1	1 ケ月	外部の損傷、きれ	1	1年	外部の損傷、きれ				1	1年	絶縁抵抗測定
				つ、ゆるみ、汚損			つ、ゆるみ、汚損				2	1年	接地抵抗測定
		2		その他必要事項			コンパウンドの						
							異常						
					2	1年	接地接続部						
					3	1年「	その他必要事項						

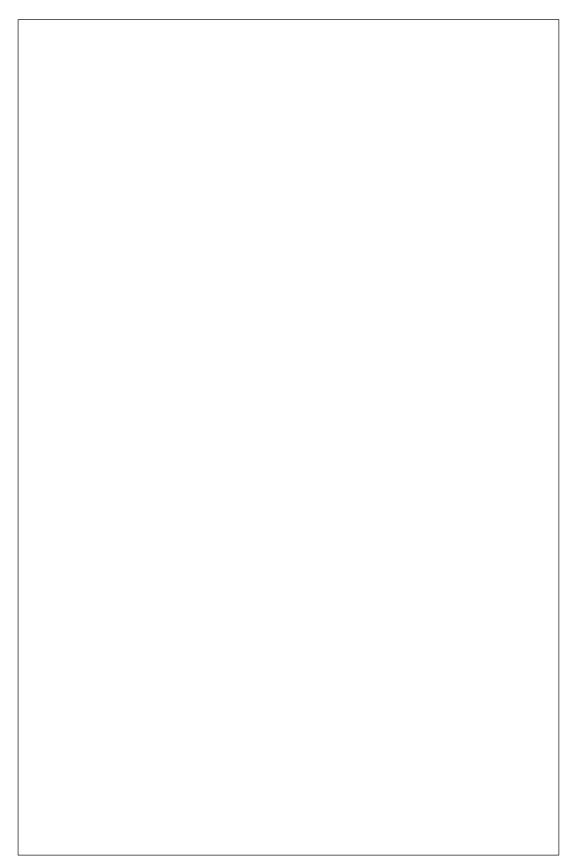
	項	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入				精密			測	定
目		No.	周期	点検個所、ねらい	No.	周期	点検個所,ねらい	No.	周期	点検個所、ねらい	No.	周期	測定項目
受	配電盤	1	1 ケ月	計器の異常、表示	1	1年	裏面配線の塵埃	1	2年	停止して各部の損	1	1年	絶縁抵抗測定
				札表示灯の異常			汚損、損傷、過熱			傷、過熱、ゆるみ、	2	1年	接地抵抗測定
変		2	1 ケ月	操作、切替開閉器			ゆるみ、断線			断線、接触、脱落	3	2年	保護継電器の
				などの異常	2	1年	接地線接続部	2	2年	端子、配線符号			動作特性
電		3	1 ケ月	その他必要事項				3	2年	その他必要事項	4	2年	必要により計
													器校正、シーケ
設													ンス試験
•	電力用	1	1 ケ月	本体外部点検、漏	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
備	コンデン			油、汚損、音響、震	2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
	サ			動									
	断路器	1	1 ケ月	受変電設備と同	1	1年	受変電設備と同	1	2年又	受変電設備と同	1	1年	絶縁抵抗測定
	遮断器			ľ			じ		は一定	じ	2	1年	接地抵抗測定
	開閉器類								の遮断		3	3年	絶縁油試験
									回数に		4	不定期	必要により動
									よる				作特性
配	配電用	1	1 ケ月	必要により特定	1	1年	受変電設備と同	1	2 年又	受変電設備と同	1	1年	受変電設備と同
	変圧器			範囲のものにつ			じ		は一定	じ			じ
電				いて行う(点検個					の遮断				
				所、ねらいは受変					回数に				
設				電設備と同じ)					よる				
	その他	1	1 ケ月	必要により特定	1	1年	母線、がいし、ク	1	3年	必要により特定対	1	1年	絶縁抵抗測定
備	付属設備			範囲のものにつ			ランプ、支持物			象を定めて行う(	2	1年	接地抵抗測定
				いて行う			などは受変電設			この場合停止して			
*							備用に準じて行			点検する)			
1							う (停止せず)	2	3年	その他必要事項			
	電線及び	1	1 ケ月	電線の高さ及び	1	1年	電柱、腕木、がい	1	3年	必要により特定対	1	1年	絶縁抵抗測定
	支持物			他の工作物樹木			し、支線、支柱、		$\sim$	象を定めて行う(			
				との離隔距離、			保護網などの損		5年	点検個所、部位は			
		2	1 ケ月	標識保護さくの			傷腐食			定期巡視点検より			
				状況	2	1年	電線取付状態、			抜粋)			
							弛度						
					3	1年	その他必要事項						

注)※1:屋外電線路を含む

	項  日常巡視点検手入		,	定期巡	視点検手入		精密	5点検手入		測	定		
目		No.	周期	点検個所、ねらい	No.	周期	点検個所,ねらい	No.	周期	点検個所、ねらい	No.	周期	測定項目
	ケーブル	1	1 ケ月	ヘッド、接続箱、	1	1年	ケーブル腐食、き	1	5年	必要により特定対	1	1年	絶縁抵抗測定
配				分岐箱など接続			れつ、損傷			象を定めて行う(	2	1年	接地抵抗測定
電				部の加熱、損傷、	2	1年	その他必要事項			点検個所、部位は			
設				腐食及びコンパウ						定期巡視点検より			
備				ンド油漏れ						抜粋)			
*		2	1 ケ月	布設部の無断掘削				2	3 年~	地盤沈下の影響			
1		3	1 ケ月	標識、他物との離					5年				
				隔距離									
	電動機	1	1 日	運転者が音響、回	1	3 か月	音響、震動、温度	1	3年	必要により特定対	1	1年	絶縁抵抗測定
	その他			転、過熱、異臭、給	2	1年	停止して各部の			象を定めて行う	2	1年	接地抵抗測定
	回転機			油状況などにつ			汚損、ゆるみ、損			温度上昇等を考慮	3	1年	必要により特
				いて注意する			傷、伝達装置の			し内部分解点検、			性試験
		2	1 ケ月	必要により特定			異常など外部点			コイル、軸受、通風			
負				範囲のものにつ			検を行う			付属装置などの手			
				いて電気担当者	3	1年	制御装置点検			入			
				が行う	4	1年	接地線接続部	2	3年	温度上昇等を考慮			
荷					5	1年	その他必要事項			し、回転子引出掃除			
								3	3年	その他必要事項			
	電熱乾燥	1	1日	運転者が温度、変	1	1年	停止して各部の	1	3年	必要により特定対	1	1年	絶縁抵抗測定
設	装置			形、損傷などにつ			変形、損傷、ゆる			象を定めて行う(	2	1年	接地抵抗測定
				いて注意する			み、可燃物との			点検個所、部位は			
		2	1 ケ月	接続部変色、過熱			離隔状況			定期に準じて内部			
備				熱線の腐食、取付	2	1年	その他必要事項			点検を行う)			
				点検									
		3	1 ケ月	必要により特定									
				範囲のものにつ									
				いて電気担当者									
				が行う									
	照明装置	1	1 日	使用者が異音、汚	1	1年	照明効果、汚損				1	1年	絶縁抵抗測定
				損、不点、温度、臭			音響、温度、コン				2	1年	接地抵抗測定
				気過熱などに注			パウンド洩れ				3	3年	必要により
				意する	2	1年	その他必要事項						照度測定

注)※1:屋外電線路を含む

	項		日常巡	視点検手入	定期巡視点検手入			精密点検手入				測	定
目		No.	周期	点検個所、ねらい	No.	周期	点検個所,ねらい	No.	周期	点検個所、ねらい	No.	周期	測定項目
	配線及び	1	1 ケ月	開閉器の点検、湿	1	1年	開閉器、器具と	1	2年	許容電流と負荷電	1	1年	絶縁抵抗測定
	配線器具			気、じんあい等に			の接続、器具の			流との確認	2	1年	接地抵抗測定
負				注意、器具の損			損傷、腐食、分電				3	1年	必要により
荷				傷、腐食、分電盤			盤スイッチ、フュ						照度測定
設				スイッチ、フュー			ーズの適正及び						
備				ズの適正及びゆ			ゆるみ、過熱						
				るみ、過熱									
	原動機	1	1 ケ月	燃料系統からの	1	1年	機関主要部分の	1	3年又	内燃機関の分解			
	関係			油洩れ及び貯油			分解、点検		は一定	点検、測定			
発		2	1 ケ月	機関の始動、停止					の運転				
電		3	1 ケ月	始動用空気タンク					時間に				
機				の圧力					よる				
設				その他必要事項									
備				は、細則による									
	発電機	1	1 ケ月	電動機その他回	1	1年	電動機その他回	1	3年	電動機その他回	1	1年	絶縁抵抗測定
	関係			転機と同じ			転機と同じ			転機と同じ	2	1年	接地抵抗測定
											3	3年	継電器試験
	蓄電池	1	1 ケ月	液面、沈殿物、色	1	1年	木台、がいしの	1	3年	充電装置の内部点	1	1 ケ月	比重測定
蓄				相、極板彎曲、隔離			腐食、損傷、耐酸			検	2	1 ケ月	液温測定
電				版、端子のゆるみ、			塗料のはくり	2	3年	必要により対象を	3	1 ケ月	電圧測定
池				損傷	2	1年	床面の腐食、損傷			定めて行う	4	1 ケ月	絶縁抵抗測定
設		2	1 ケ月	充電装置の動作	3	1年	その他必要事項						(充電装置)
備				状態									
		3	1 ケ月	電池の電圧									
そ													
の													
他													
設													
備													
				1								L	1



第2図 需要設備の構内図

# 第2表 日常巡視点検手入記録

毒	光相 2	
-	来場名	

年 実施

項目		巡視点検手入結果									
		実施年月日	実施年月日	実施年月日	実施年月日						
点検対象設備		点検者	点検者	点検者	点検者						
	電線及び支持物										
	ケーブル										
受	断路器										
変	遮断器・開閉器類										
電	母線										
設	受電用変圧器										
備	計器用変成器										
	避雷器										
	配電盤										
	電力用コンデンサ										
配	断路器・遮断器										
電	配電用変圧器										
設	その他付属設備										
備	電線及び支持物										
<b>※</b> 1	ケーブル										
負	電動機その他回転機										
荷	電熱乾燥装置										
設	照明設備										
備	配線										
発	原動機関係										
電	発電機関係										
設											
備											
	蓄電池										
そ											
0)											
他											
記事											

注)※1:屋外電線路を含む

# 第 3-1 表 受電設備測定記録-1

# 接地抵抗測定記録

事業場名

	測定日     年月日       天候     (型式等)				測定責	測定責任者								
	r	接	地	極	詳	細	1		法定最高	淮	削定値		適	要
番号	埋設位置				こて接地		接地 種別		抵抗値		$(\Omega)$	良否	(処	置)
接地	地線系統図	(3	接地絲	泉の種	重類及で	び太さ	記入のこ	<u>-</u> ک	)					

# 第 3-2 表 受電設備測定記録-2

# 絶縁抵抗測定記録

事業場名

天	正日 E候 ・温度	年 月	II		三器具 式等)				測	定責任者		
		区分			測定	直メ	ガオーム	占	~	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<del>11</del> / 411	
番号		回路名	使用	電圧	線間		大地間	艮	否	週	更(処	直)
記事	<u> </u>		1				1	1				

# <参考> 受電前工事出来高(完成度)チェックシート

工事名称		施主責任者	電気 主任技術者					担当	
工力相心									
			н	н	н	н	Н Н		н
対象設備	確認 年月日		確認項目		目標 [%]	出来	高	備考 該当にチェック <b>☑</b>	
<ul><li>①電力引込設備</li><li>□ 引込口</li><li>□ 引込経路</li><li>□ 責任分界点</li></ul>		□ 接: □ 危l	線の敷設及び接 地線の接続 険表示 S等の施錠	杀続	100				必要箇所の未 落標識 必要箇所の施 錠管理
②各電気室		□ 電i □ 危i	備の設置 線及び接地線の 険表示 気室の施錠	接続	100				必要箇所の未 落標識 必要箇所の施 錠管理
<ul><li>③防災センター</li><li>□ 防災センター</li><li>□ 中央監視設備</li></ul>		口中:	災センターの施 央監視設備の設 種配線の接続		電力監視 100 他80以上				必要箇所の未 落標識 必要箇所の施 錠管理
④高圧幹線設備 □ 電気室配電盤 □ EPS等 □ 機械室等の分電盤、動力盤の接続		□ 接: □ 危l	線の敷設及び接 地線の接続 険表示 S等の施錠	杀続	100				必要箇所の未 落標識 必要箇所の施 錠管理
⑤低圧幹線設備 □ 電気室配電盤 □ EPS等 □ 機械室等の分電盤、動力 盤の接続		□ 接: □ 危l	線の敷設及び接 地線の接続 険表示 S等の施錠	关続	100				必要箇所の未 落標識 必要箇所の施 錠管理
⑥低圧分岐線設備 □ EPS等分岐盤 □ オフィス等の分岐線 □ 居室分電盤の接続		□ 接: □ 危l	線の敷設及び接 地線の接続 険表示 S等の施錠	統	80 以上				必要箇所の未 落標識 必要箇所の施 錠管理
<ul><li>⑦動力設備</li><li>□ 動力制御盤</li><li>□ 制御盤接続から動力設備の接続端子</li><li>□ 動力設備</li></ul>		□電	力制御盤の設置 線及び接地線の 力設備の設置		高圧100 低圧80 以上				必要箇所の未 落標識 必要箇所の施 錠管理
<ul><li>⑧電灯コンセント設備</li><li>□ 居室分電盤</li><li>□ 配線</li><li>□ 電灯・コンセント</li></ul>			室分電盤の設置 線及び接地線の 灯・コンセント	接続	60 以上				必要箇所の未 落標識 必要箇所の施 錠管理
<ul><li>⑨照明器具等の一般設備</li><li>□ 照明器具</li><li>□ その他の器具</li></ul>		続	明器具との配線		60 以上				必要箇所の未 落標識 必要箇所の施 錠管理
⑩電力保安通信設備 □ 保安電話等 (特別高圧のみ)		□ 保	安電話の通話		100			等	記力会社給電所 そとの通話がで こること
<ul><li>⑪その他(関連設備)</li><li>□ 発電設備</li><li>□ 蓄電設備</li><li>□ UPS設備、等</li></ul>			種盤の設置及び 線及び接地線の 気室、盤の施錠	接続	電力100、 他 <b>60以上</b>				必要箇所の未 落標識 必要箇所の施 錠管理

- (注1) 本設受電後における電気事業法第106条に基づく、電気事故報告規則の電気事故報告は、設置者がその義務を負う。
- (注 2) 未完成部分がある場合は、全ての設備が完成した時に再度、総合的な使用前自主検査を実施し合格をもって、全ての設備を使用することができる。
- (注3) 目標は使用前自主検査に臨むべき最低の出来高(完成度)目安の基準とする。

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

別紙-4

保 安 規 程 目 次	保 安 規 程 目 次
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 第2条 法令及び規程の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 第3条 細則の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 第4条 規程等の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第1条 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 保安業務の運営管理体制	第2章 保安業務の運営管理体制
第 5 条 保安業務の監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第 5 条 保安業務の監督・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 保安教育	第3章 保安教育
第 11 条 保安教育 ・・・・・・・・・・・・3 第 12 条 保安に関する訓練 ・・・・・・・・・・3	第 11 条 保安教育 ・・・・・・・・・・・・・・・ 第 12 条 保安に関する訓練 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章 工事の計画及び実施	第4章 工事の計画及び実施
第 13 条 工事計画 ・・・・・・・・・・・・3 第 14 条 工事の実施 ・・・・・・・・・・・・・3	第 13 条 工事計画 ・・・・・・・・・・・・・・・ 第 14 条 工事の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

第5章 使用前自主検査	第5章 使用前自主検査
第 15 条・・・・・・・・・・・・・・・4	第 15 条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6章 保 守	第6章 保 守
第 16 条 巡視, 点検, 測定・・・・・・・・・・・・4 第 17 条 "・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 第 18 条 事故の再発防止・・・・・・・・・・・・・・・4	第 16 条 巡視, 点検, 測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第7章 運転又は操作	第7章 運転又は操作
第 19 条 運転又は操作等・・・・・・・・・・5	第 19 条 運転又は操作等・・・・・・・・・・・・・
第8章 災害対策	第8章 災害対策
第 20 条 防災体制・・・・・・・・・・・・5 第 21 条 ″ ・・・・・・・・・・・・・5	第 20 条 防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第9章 記 録	第9章 記 録
第 22 条・・・・・・・・・・・・・・・・6	第 22 条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 10 章 責任の分界	第 10 章 責任の分界
第 23 条 責任の分界点・・・・・・・・・・・・6 第 24 条 需要設備の構内・・・・・・・・・・・6	第 23 条 責任の分界点・・・・・・・・・・・・ 第 24 条 需要設備の構内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2

H26.5.28 制定案

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

第 11 章 雑 則	第11章 雜 則
第 25 条 危険の表示・・・・・・・・・・・・・6	第 25 条 危険の表示・・・・・・・・・・・・・・
第 26 条 測定器具類の整備・・・・・・・・・・6	第 26 条 測定器具類の整備・・・・・・・・・・・・
第 27 条 設計図書類の整備・・・・・・・・・・7	第 27 条 設計図書類の整備・・・・・・・・・・・・
第 28 条 手続書類等の整備・・・・・・・・・・7	第 28 条 手続書類等の整備・・・・・・・・・・・・
別表第1 巡視,点検,測定及び手入基準・・・・・・8	第1図 組織図 ・・・・・・・・・・・・・
別表第 2-1 定期巡視点検測定記録・・・・・・・・・22	第2表 巡視,点検,測定及び手入基準・・・・・・・
(1) 単線結線図 ・・・・・・・・・22	第2図 需要設備の構内・・・・・・・・・・・
(2) 絶縁抵抗試験 ・・・・・・・・23	第 2-2 表 日常巡視点検測定記録・・・・・・・・・・
(3) 絶縁耐力試験 ・・・・・・・・24	(1) 日常巡視点検手入記録 ・・・・・・・
(4) 継電器試験 ・・・・・・・・・25	(2) 受電設備測定記録 ・・・・・・・・
(5) 遮断器試験 ・・・・・・・・・25	
(6) 制御関係動作試験 ・・・・・・・26	
(7) 警報装置試験 ・・・・・・・・26	
(8) 表示装置試験 ・・・・・・・・26	
(9) 接地抵抗測定 ・・・・・・・・26	
(10) 内燃機開始動試験・・・・・・・27	
(11) 試験使用機器の銘板記載事項・・・・・28	
別表第 2-2 日常巡視点検測定記録・・・・・・・・・29	
(1) 日常巡視点検手入記録 ・・・・・・29	
(2) 受電設備測定記録 ・・・・・・・30	
別表第3 電気事故報告書(詳報) ・・・・・・・・31	
別表第4 保修工事報告書・・・・・・・・・・32	
別表第5 主要電気機器の保修記録・・・・・・・33	
電気事業法抜すい・・・・・・・・34	
届出の様式・・・・・・・・・・・35	
別図第1 組織図 ・・・・・・・・・・・裏表紙	
別図第2 需要設備の構内・・・・・・・・・ "	

3 H26.5.28 制定案

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

#### 第1章 総 則

#### 【目 的】

第1条 \_\_\_\_\_\_(以下「当事業場」という。) における電気工作物の工事,維持及び運用の保安を確保するため,電気 事業法(昭和39年法律第170号。)第42条第1項の規定に基づき,こ の規程を定める。

#### 【法令及び規程の遵守】

第2条 当事業場の設置者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を 遵守するものとする。

#### 【細則の制定】

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

#### 【規程等の改正】

第 4 条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正に当たっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

## 第2章 保安業務の運営管理体制

# 【保安業務の監督】

第5条 電気工作物の工事,維持及び運用に関する保安業務の執行は\_ が総括管理し、主任技術者は別図第1のとおりに配置してその監督にあ たらせるものとする。

第6条 主任技術者の保安監督の職務は次の事項について行うものとする。

(イ) 電気工作物に係る保安教育に関すること

#### 第1章 総 則

#### 【目的】

第1条 ○○会社○○工場(以下「当事業場」という。) における電気工作物の工事,維持及び運用の保安を確保するため,電気事業法(昭和39年法律第170号。)第42条第1項の規定に基づき,この規程を定める。

#### 【法令及び規程の遵守】

第2条 当事業場の設置者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を 遵守するものとする。

#### 【細則の制定】

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

## 【規程等の改正】

第4条この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正に当たっては、主任技術者の参画のもとに立案し、これを決定するものとする。

# 第2章 保安業務の運営管理体制

## 【保安業務の監督】

4

第5条 電気工作物の工事,維持及び運用に関する保安業務の執行は○ ○が総括管理し、主任技術者は第1図のとおりに配置してその監督にあ たらせるものとする。

第6条 主任技術者の保安監督の職務は次の事項について行うものとする。

(イ) 電気工作物に係る保安教育に関すること

- (ロ) 電気工作物の工事に関すること
- (ハ) 電気工作物の運転操作に関すること
- (二) 電気工作物の災害対策に関すること
- (ホ) 保安業務の記録に関すること
- (へ) 保安用器材及び書類の整備に関すること
- 2 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

# 【設置者の義務】

第7条 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査・審査には、主任技術者を立 ち合わせるものとする。

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

- (ロ) 電気工作物の工事に関すること
- (ハ) 電気工作物の運転操作に関すること
- (二) 電気工作物の災害対策に関すること
- (ホ) 保安業務の記録に関すること
- (へ) 保安用器材及び書類の整備に関すること
- 2 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

# 電気主任技術者兼任の場合

# 【主任技術者の執務等】

第6条の2 主任技術者の執務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 出勤する回数は、電気工作物の設置、改造等の工事の場合は週に1 回以上、その他の場合は一月に2回以上とする。
- 二 出勤する時間は、1回につき4時間以上とする。
- 2 主任技術者の常時勤務する場所及び連絡方法については、受電室その他見やすい箇所に掲示しておくものとする。

# 【設置者の義務】

- 第7条電気工作物に係る保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。
- 2 主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案 し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査・審査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

#### 【従業者の義務】

第8条 電気工作物の工事,維持又は運用に従事する者は主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

## 【主任技術者不在時の措置】

第9条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務 を誠実に行わなければならない。

# 【主任技術者の解任】

第10条 主任技術者が次の各号の一に該当するときは、解任することができるものとする。

- ー 主任技術者が病気による欠勤等の理由により、その職務を行うの に不適当と認められたとき
- 二 主任技術者が法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき

# 第3章 保安教育

## 【保安教育】

第11条 電気工作物の工事,維持又は運用に従事する者に対し,事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

# 【保安に関する訓練】

第12条 電気工作物の工事,維持又は運用に従事する者に対し,災害 その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓 練を行うものとする。

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

#### 【従業者の義務】

第8条 電気工作物の工事,維持又は運用に従事する者は主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

## 【主任技術者不在時の措置】

第9条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。

2 代務者は、主任技術者の不在時には主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。

#### 【主任技術者の解任】

第10条 主任技術者が次の各号の一に該当するときは、解任することができるものとする。

- ー 主任技術者が病気による欠勤等の理由により、その職務を行うの に不適当と認められたとき
- 二 主任技術者が法令又はこの規程の定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不適当と認められたとき

# 第3章 保 安 教 育

# 【保安教育】

第11条 電気工作物の工事,維持又は運用に従事する者に対し,事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

## 【保安に関する訓練】

第12条 電気工作物の工事,維持又は運用に従事する者に対し,災害 その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓 練を行うものとする。

#### 第4章 工事の計画及び実施

#### 【工事計画】

第13条 電気工作物の工事計画を立案するに当たっては、主任技術者 の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事(以下「保修工事」という。) の計画を立案し\_\_\_\_\_の承認を求めなければならない。

## 【工事の実施】

第14条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、主任技術者の 監督のもとにこれを実施するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保安上支障ないことを確認して引取るものとする。

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

#### 第4章 工事の計画及び実施

## 【工事計画】

第13条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事(以下「保修工事」という。)の年度計画を立案し、総括管理者○○の承認を求めなければならない。
- 3 前項の計画は、当事業場の各部門との連絡を緊密にし、その意見 を聴して行わなければならない。

# 【工事の実施】

第14条 電気工作物の工事計画の実施にあたっては、当事業場の業務 活動等との調整を図り、総括管理者○○の承認を経てこれを実施するも のとする。

- 2 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。
- 3 電気工作物に関する工事を他の者に請負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者において検査を行い、<u>適切な完成度</u>など保安上支障ないことを確認して受電するものとする。
- 4 工事の実施にあたっては、その保安を確保するため別に定める細 則によって行わなければならない。
- 5 細則は、次の各号について定めるものとする。

(工事における作業安全の確保)

- 一 受電前工事出来高(完成度)の主任技術者による確認
- 二 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認
- 三 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
- 四 停電中の遮断器及び開閉器の誤操作の防止措置
- 五 作業責任者の指名とその責任
- 六 作業終了時の点検及び測定

#### 第5章 使用前自主検査

第15条 設置者は法令に基づく使用前自主検査に関して、主任技術者の保安監督のもとに実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を5年間保存しなければならない。

2 設置者は法令に基づく使用前自主検査に関して、主任技術者の指導、監督のもとに必要な検査要員を配置し実施しなければならない。

#### 第6章 保 守

#### 【巡視, 点検, 測定】

第16条 電気工作物の保安のための巡視,点検及び測定は別表第1に 定める基準に従い,主任技術者において\_\_\_\_\_の承認を経て計画的に 実施しなければならない。

第17条 巡視,点検又は測定の結果,法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには,当該電気工作物を修理し,改造し,移設し,又はその使用を一時停止し,若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

## 【事故の再発防止】

第18条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

## 第5章 法定事業者検査

# 【法定事業者検査に係る実施体制】

第15条 使用前自主検査、溶接事業者検査及び定期事業者検査(以下、「法定事業者検査」という)は、主任技術者の監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。

2 法定事業者検査は、主任技術者の保安監督のもとに実施し、その 工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で 定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を 法令に基づき保存しなければならない。

#### 第6章 保 守

#### 【巡視, 点検, 測定】

第16条 電気工作物の保安のための巡視,点検及び測定は第2表に定める基準に従い,主任技術者において総括管理者〇〇の承認を経て計画的に実施しなければならない。

第17条 巡視,点検又は測定の結果,法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには,当該電気工作物を修理し,改造し,移設し,又はその使用を一時停止し,若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

## 【事故の再発防止】

8

第18条 電気工作物に関する事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

#### 第7章 運転又は操作

# 【運転又は操作等】

第19条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法について定めておかなければならない。

- 2 前項の操作の順序及び方法については、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 3 主任技術者若しくは代務者又は従業者は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。
- 4 前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 5 受電用遮断器の操作に当たっては電気事業者と必要に応じて連絡するものとする。

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

#### 第7章 運転又は操作

# 【運転又は操作等】

第19条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法について定めておかなければならない。

- 2 前項の操作の順序及び方法については、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 3 主任技術者若しくは代務者又は従業者は、事故その他異常が発生 した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関 係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をと らなければならない。
- 4 前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は受電室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 5 受電用遮断器の操作に当たっては電気事業者と必要に応じて連絡するものとする。

# 発電所を有する場合(内燃力発電所の例)

- 6 電気工作物の運転又は操作の基準は別に定める細則によるものとする。
- 7 前項の細則は、次の各号について定めるものとする。
  - 一 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
  - 二 電気工作物の軽微な事故を修理し又は使用停止し、若しくは使用 制限する等の応急措置並びに報告又は連絡要領
  - 三 電気事業者への連絡事項

9

- 四 緊急時に連絡すべき事項,連絡先及び連絡方法の掲示
- 8 遮断器, 断路器の開閉その他必要な事項については, 別に電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

#### 【発電所長期間の運転停止】

第19条の2 内燃力発電所を相当期間停止する場合は、次の各号により設備の保全を図るものとする。

- 一 内燃機関その他主要機器の点検手入れを行い,必要箇所に防塵, 防錆、防湿対策を行う。
- 二 燃料タンク,燃料配管等からの漏油の有無の点検を確実に行い, 災害発生を未然に防止する。
- 2 休止により相当期間運転停止する場合は、前項のほか、休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は分離するものとする。

#### 【運転の開始】

第19条の3 内燃力発電所を相当期間停止の後,運転を開始する場合は,所定の点検を行うほか,必要に応じ試運転等を行って保安の確保に万全を期すものとする。

# 第8章 災害 対策

## 【防災体制】

第20条 非常災害時その他の災害にそなえて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるような体制を整備しておくものとする。

第21条 非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保する ための指揮監督は主任技術者が行うものとする。

2 主任技術者は災害等の発生に伴い危険と認められる場合は、直ちに送電を停止することができるものとする。

## 第8章 災害 対策

## 【防災体制】

第20条 非常災害時その他の災害にそなえて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるような体制を整備しておくものとする。

第21条 非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保する ための指揮監督は主任技術者が行うものとする。

2 主任技術者は災害等の発生に伴い危険と認められる場合は、直ちに送電を停止することができるものとする。

10 H26.5.28 制定案

#### 第9章 記 録

第22条 電気工作物の工事,維持及び運用に関する記録は別表第2~第5の定めるところにより記録し、これを3年間保存しなければならない。2 主要電気機器の保修記録は別表第5に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存しなければならない。

#### 第10章 責任の分界

#### 【責任の分界点】

第23条 電気事業者との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

#### 【需要設備の構内】

第24条 当事業場の需要設備の構内は別図第2に示すとおりとする。

#### 第11章 雑 則

## 【危険の表示】

第25条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

# 【測定器具類の整備】

第26条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備し、これを適正に保管しなければならない。

# 【設計図書類の整備】

第27条 主任技術者は、電気工作物の新増設、改造等が行われた場合 における設計図、仕様書、取扱い説明書等については必要な期間整備保 存しなければならない。

## 【手続書類等の整備】

第28条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び 図面、その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければ ならない。

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

#### 第9章 記 録

第22条 電気工作物の工事,維持及び運用に関する記録は第3表~第6表の定めるところにより記録し、これを3年間保存しなければならない。 2 主要電気機器の保修記録は第7表に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存しなければならない。

#### 第10章 責任の分界

#### 【責任の分界点】

第23条 電気事業者との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

#### 【需要設備の構内】

第24条 当事業場の需要設備の構内は第2図に示すとおりとする。

#### 第11章 雜 則

## 【危険の表示】

第25条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

# 【測定器具類の整備】

第26条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備し、これを適正に保管しなければならない。

# 【設計図書類の整備】

第27条 主任技術者は、電気工作物の新増設、改造等が行われた場合 における設計図、仕様書、取扱い説明書等については必要な期間整備保 存しなければならない。

# 【手続書類等の整備】

第28条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び 図面、その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければ ならない。

# 自家用電気工作物保安管理規程(協会標準 保安規程(案))

附 則 この規程は,平成年月日から施行する。	附 則 この規程は,平成年月日から施行する。

12 H26.5.28 制定案